

# ○学校法人東北芸術工科大学個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）に則り、学校法人東北芸術工科大学（以下「本法人」という。）が個人情報を取得、利用、保管、その他の取扱いを行うことについて必要な事項を定め、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- 「個人情報」とは、生存する個人（本法人の役員、教職員、学生等、現在及び過去の本法人に関わった者すべてを含む。）に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。
  - 当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号等により特定の個人を識別することができるもの
  - 当該情報自体からは特定の個人を識別することができなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの
  - 個人識別符号が含まれるもの
- 「個人識別符号」とは、次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「政令」という。）で定めるものをいう。
  - 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するため変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。ただし、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。
  - 特定の個人情報を、電子計算機等を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - 前号に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則で整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- 「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 「保有個人データ」とは、本法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものを除く。
- 「仮名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除することにより他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- 「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報に含まれる記述の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除したりして得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。

### (教職員等の責務)

**第3条** 本法人の役員、評議員及び教職員（以下「教職員等」という。）は、個人情報保護の目的で定められた法令及びこの規程その他本法人の諸規程を遵守し、個人情報を保護する責務を負う。

- 教職員等は、職務等により知り得た個人情報を、故意又は過失により、漏えいし、滅失し若しくは毀損

し、又は不当な目的に利用してはならない。その地位を退いた後においても同様とする。

## 第2章 個人情報の取得、利用

---

### (適正取得・不適正な利用の禁止)

**第4条** 本法人は、適法かつ相当な手段により個人情報を取得しなければならない。

2 本法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

### (利用目的の特定、通知又は公表)

**第5条** 本法人は、個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 前項により特定した利用目的は、あらかじめ公表することを原則とするが、やむを得ない場合は、取得後速やかに本人に通知、又は公表しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（CD、録音テープ、web入力等の電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ（人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は事後速やかに）、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

4 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、又は本法人の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

### (利用目的の制限、変更)

**第6条** 取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行い、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

3 前2項の規定による利用目的の範囲を超えて、他の目的で利用する場合は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国や地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### (要配慮個人情報の取得)

**第7条** 要配慮個人情報は、合理的な理由がない限り取得しないように努めるものとする。

2 要配慮個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- (1) 前条第3項各号に該当する場合
- (2) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体等により公開されている場合
- (3) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

## 第3章 個人データの安全管理

---

### (適正な管理)

**第8条** 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

2 本法人は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

### (個人情報管理責任者)

**第9条** 本法人に、個人情報の保護・管理及び適正な取り扱いを統括する責任者として、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

### (個人情報管理者、個人情報取扱担当者)

**第10条** 管理責任者の下に、個人情報管理者（以下「管理者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

2 管理者は、各部署における個人データを総括的に管理するとともに、当該個人情報の安全管理が図られるよう、各部署において個人情報を取り扱う者（以下「取扱担当者」という。）に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (個人情報保護委員会)

**第11条** 管理責任者は、個人情報の保護を適正に行うため、必要に応じて個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を開催することができる。

2 委員会は、管理責任者、管理者及び学長会の構成員をもって構成し、必要に応じて取扱担当者その他の教職員等を出席させることができる。

3 委員会は、次の各事項について審議する。

- (1) 個人情報保護の施策に関する事項
- (2) 保有個人データの取扱いに関する苦情申立て等があった場合に管理責任者から付議された事項
- (3) その他個人情報の保護のために必要な事項

4 委員会が開催され、審議を行った場合には、その審議の内容・結果を議事録に記載しなければならない。

### (情報漏えいへの対応)

**第12条** 取扱担当者は、個人データの漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた管理者は、その旨を管理責任者に報告する。

3 前項の報告を受けた管理責任者は、速やかに被害の拡大防止、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止策の検討など必要な措置を講じるものとする。

### (物理的・技術的安全管理措置)

**第13条** 入退室者による不正行為等の防止のための物理的安全管理措置及び情報システムからの漏えい等の防止のための技術的安全管理措置については、別に定める。

## 第4章 個人データの委託、共同利用、第三者提供

---

### (委託)

**第14条** 本法人が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を外部業者等に委託する場合には、個人データを提供することができる。

2 本法人は、委託先の選定に当たって、委託先の業務・管理体制等の状況の確認を行うなど、個人データの安全管理措置が十分になされることを確認するものとする。

3 本法人は、委託された個人データの安全管理が図られるよう、必要な事項を委託契約に定めることにより、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

### (共同利用)

**第15条** 本法人は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人デー

タを提供することができる。

- 2 前項の場合において、本法人は、次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
  - (1) 個人データを共同利用する旨
  - (2) 共同利用する個人データの項目
  - (3) 共同利用する者の範囲
  - (4) 共同利用する者の利用目的
  - (5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(第三者への提供)

**第 16 条** 本法人は、第 6 条第 3 項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 2 次に掲げる場合は、第三者提供に該当しない。
  - (1) 第 14 条の定めによる委託に伴って個人データを提供する場合
  - (2) 前条の定めによる共同利用に伴って個人データを当該特定の者に提供する場合
  - (3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合

(第三者への提供に係る記録の作成等)

**第 17 条** 個人データを第三者へ提供したとき（第 6 条第 3 項各号に該当する場合を除く。）には、管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。

- (1) 本人の同意を得ている旨
  - (2) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - (4) 当該個人データの項目
- 2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、個人データを第三者に継続的に若しくは反復して提供したとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。
- 3 本人は、本法人に対し、第 1 項の記録について、開示を請求することができる。

## 第5章 保有個人データの開示、訂正、利用停止等

(保有個人データの本人への周知)

**第 18 条** 本法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 本法人の名称、住所及び理事長の氏名
  - (2) 全ての保有個人データの利用目的（第 5 条第 4 項第 1 号、第 2 号に該当する場合を除く。）
  - (3) 保有個人データの利用目的の通知請求（次条）、開示請求（第 20 条）、訂正等の請求（第 21 条）、又は利用停止等の請求（第 22 条）に応じる手続
  - (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情や問い合わせの申出先
  - (5) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）
- 2 前項第 3 号に掲げる手続については、別に定める。

(利用目的の通知請求)

**第 19 条** 本人は、本法人に対し、自己に関する保有個人データの利用目的の通知を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。

- 2 管理責任者は、前項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく利用目的を通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
    - (1) 前条第 1 項第 2 号の規定により保有個人データの利用目的が明らかな場合
    - (2) 第 5 条第 4 項第 1 号、第 2 号に該当する場合
- 3 管理責任者は、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、

遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示請求)

- 第20条** 本人は、本法人に対し、自己に関する保有個人データの開示を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。
- 2 本人は、当該保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他本法人の定める方法による開示を請求することができる。
  - 3 管理責任者は、第1項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく、前項の規定により本人が請求した方法により、当該保有個人データ開示しなければならない。ただし、開示することにより次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
    - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
    - (2) 本法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
    - (3) 他の法令に違反することとなる場合
  - 4 管理責任者は、開示を求められた保有個人データの全部又は一部の開示につき、必要に応じて委員会に付議し、意見を聴くことができる。
  - 5 管理責任者は、保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの訂正等)

- 第21条** 本人は、本法人に対し、自己に関する保有個人データの内容が事実でないときは、その内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。
- 2 管理責任者は、前項の請求を受けた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
  - 3 管理責任者は、第1項の請求に係る保有個人データの全部又は一部の訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

- 第22条** 本人は、本法人に対し、自己に関する保有個人データが次のいずれかに該当する場合は、その利用の停止、消去又は第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。請求は、代理人によってもすることができる。
- (1) 第4条の規定に違反して取得され、又は利用されているとき
  - (2) 第6条の規定に違反して目的外利用されているとき。
  - (3) 第7条の規定に違反して要配慮個人情報取得されているとき。
  - (4) 第16条の規定に違反して第三者に提供されているとき。
  - (5) 当該保有個人データを本法人が利用する必要がなくなった場合
  - (6) 漏えい、滅失、毀損等の事態が生じた場合
  - (7) 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
- 2 管理責任者は、前項の請求を受け、その請求に理由があると判明したときは、違反を是正するため又は本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため、これに代わるべき措置をとることができる。
  - 3 管理責任者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(苦情処理)

- 第23条** 本法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 苦情処理等の窓口を法人企画広報課に設置し、本人から苦情の申出を受けた場合は、直ちにその旨を管理責任者に報告する。
  - 3 前項の報告を受けた管理責任者は、必要に応じて委員会に付議し意見を聴くなど、当該苦情に対し、適切に対応しなければならない。

## 第6章 仮名加工情報 及び 匿名加工情報の作成等

---

### (仮名加工情報の作成等)

**第24条** 本法人は、仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう、当該個人情報的加工するものとする。

- 2 本法人は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取得したときは、削除情報等の安全管理のための措置を講じるものとする。
- 3 本法人は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 4 本法人は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならない。
- 5 本法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

### (匿名加工情報の作成等)

**第25条** 本法人は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないよう、当該個人情報加工するものとする。

- 2 本法人は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 本法人は、作成した匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。
- 4 本法人は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるものとする。

## 第7章 雑則

---

### (関係法令の適用)

**第26条** この規程に定めのない事項及びこの規程の解釈適用は、法その他の関係法令に従う。

### (改廃)

**第27条** この規程の改廃は、常任理事会において決定する。

### 附則

この規程は、令和6年12月18日から施行する。